暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定について

● 佐賀西信用組合

当組合は、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に取り組んでお りますが、その取り組みの一環として、平成19年6月に政府が公表した「企業が 反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年6月1日 より預金規定等を改定し暴力団排除条項を導入いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用 されます。

記

1. 内容

- (1) 預金規定等に暴力団排除条項(暴力団等の反社会的勢力を排除する 条項)を盛り込みます。
- (2) 預金等の口座開設のお申し込みを受けた際に、お客様が反社会的勢 力に該当しないこと等の表明・確約を行っていただきます。

尚、本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りいたします。

(3) お取引開始後に、反社会的勢力であることが判明した場合や上記(2)の 表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合等には、お取 引の停止・解約をさせていただきます。

2. 改定する預金規定等

- (1)当座勘定規定
- (2)普通預金規定 (3)納税準備預金規定
- (4)総合口座取引規定
- (5)通知預金規定 (6)各種定期預金規定
- (7)定期積金規定

3. お客様へのお願い

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行ってま いりますので、お客様にはこの取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださ いますようお願い致します。

> 以 H.